

内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲 (コンツーラ C35Lリンネ No.1/3)

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ (ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。)

○告示第225号第一項第二号イの場合

※範囲計算条件

◇ストーブ本体機種：コンツーラ C35Lリンネ

◇壁のシート無し

◇計算方法・計算結果

□ストーブ等可燃物燃焼水平距離

ストーブの鉛直投影面積（正面・背面）： $A_v=6050\text{cm}^2$ (55cm×110cm)

ストーブの鉛直投影面積（左右側面）： $A_v=4730\text{cm}^2$ (43cm×110cm)

1. 正面（開口部がある面の離隔距離（ガラス扉付））

$$L_{sop}=2.4 \times \sqrt{6050}=186.7\text{cm}$$

2. 右側面（開口部がある面の離隔距離（ガラス窓））

$$L_{sop}=2.4 \times \sqrt{4730}=165.1\text{cm}$$

3. 左側面（開口部がある面の離隔距離（ガラス窓））

$$L_{sop}=2.4 \times \sqrt{4730}=165.1\text{cm}$$

4. 背面（開口部がない面の離隔距離）

$$L_{ssl}=1.59 \times \sqrt{6050}=123.7\text{cm}$$

□ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

ストーブの水平投影面積： $A_h=2365\text{cm}^2$ (55cm×43cm)

5. ストーブ上面の離隔距離

$$H_s=0.0106 \times (1+ (10000 / (2365+800))) \times 2365=104.3\text{cm}$$

□ストーブ等可燃物燃焼基準距離（作図により軌跡を示す）

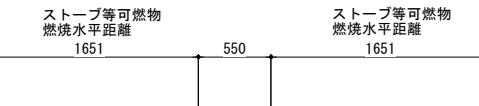
$$D_s = ((H_s-h) / H_s) \times L_s$$

(※ D_s は各高さの計算結果の軌跡によって表現される。)

◇特定不燃材料

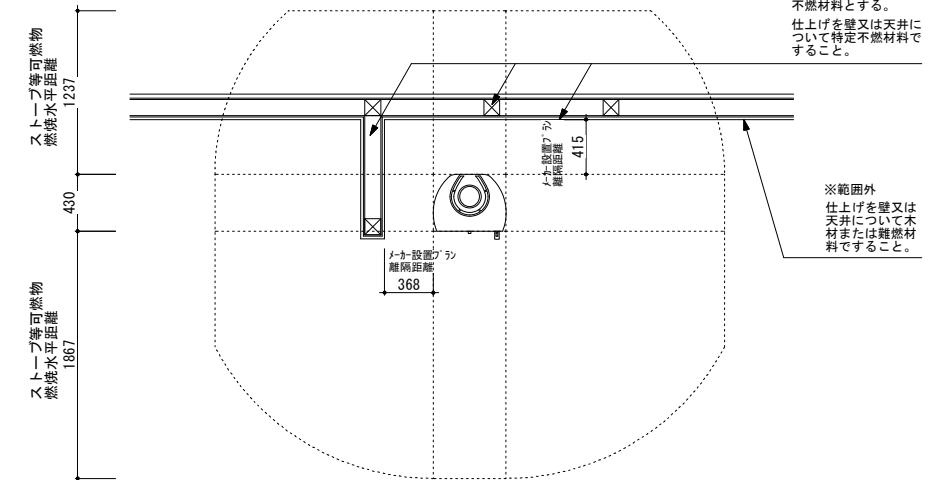
不燃材料のうち、平成12年建設省告示第1400号第1号から第8号まで、第10号、第12号から第17号までに該当する材料。

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・瓦
- ・陶磁器タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・ガラス繊維混入セメント板（厚さ3mm以上）
- ・繊維混入ケイ酸カルシウム板（厚さ5mm以上）
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・せっこうボード
(厚さ12mm以上で、ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のもの)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板



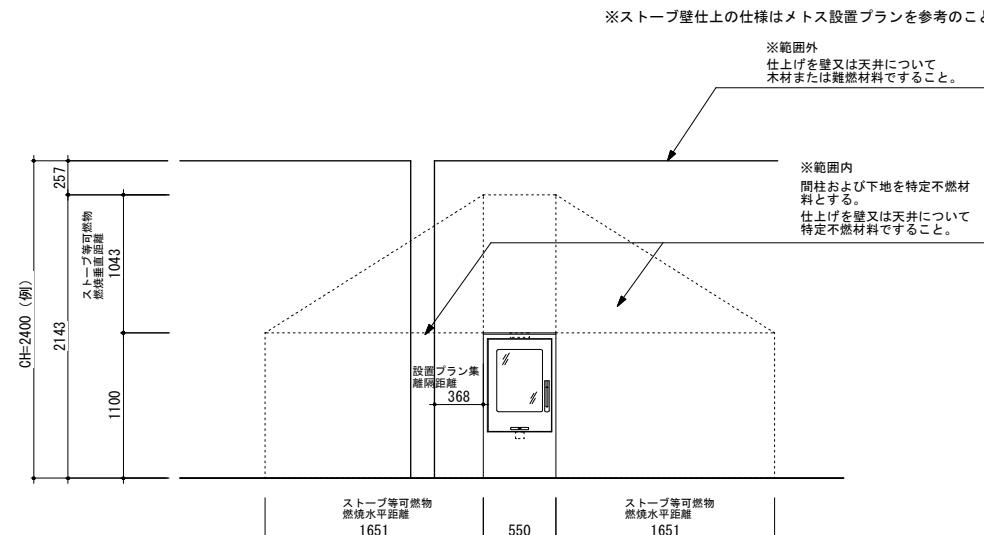
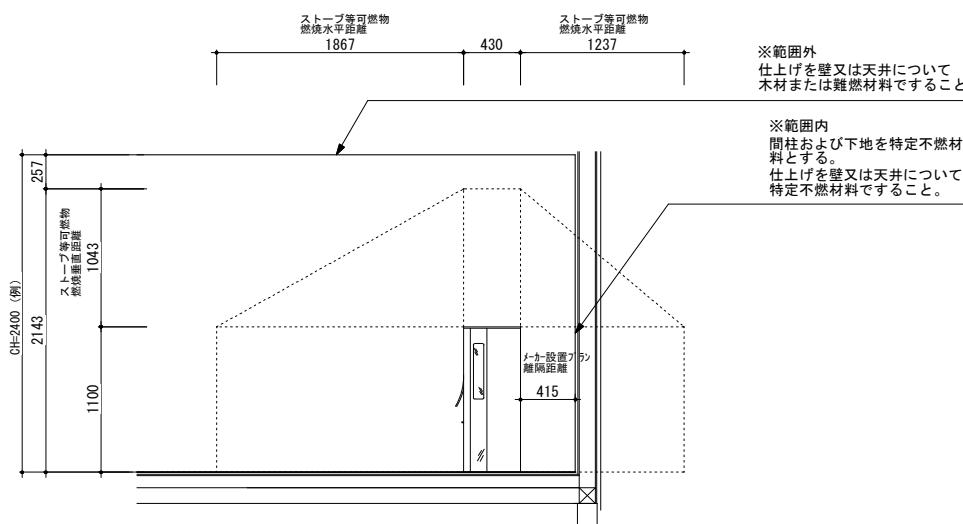
※範囲内
間柱および下地を特定不燃材料とする。
仕上げを壁又は天井について特定不燃材料ですること。

※範囲外
仕上げを壁又は天井について木材または難燃材料であること。



※ストーブ壁仕上の仕様はメトス設置プランを参考のこと。

※範囲外
仕上げを壁又は天井について木材または難燃材料であること。



内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲（コンツーラ C35Lリンネ №2/3）

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ（ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。）

○告示第225号第一項第二号ロの場合

※遮熱板等範囲計算の一例

※範囲計算条件

◇ストーブ本体機種：コンツーラ C35Lリンネ

◇壁のシールド：遮熱板等あり

(1) - (i) ストーブと可燃物燃焼部分の壁との距離

ストーブと遮熱板等の最低距離：27.5cm 以上
壁と遮熱板等の最低距離：2.5cm 以上

(1) - (ii) ストーブと可燃物燃焼部分の天井との距離

ストーブと遮熱板等の最低距離：27.5cm 以上
天井と遮熱板等の最低距離：2.5cm 以上

(2) ストーブと壁までの最低クリアランス

可燃物水平距離の1/3の距離と最低距離30cmを比較し、
距離が長い値以上とする。

C35Lの場合：
前面 : 62.3cm以上
右側面 : 55.1cm以上
左側面 : 55.1cm以上
背面 : 41.3cm以上

◇特定不燃材料

不燃材料のうち、平成12年建設省告示第1400号第1号から第8号まで、
第10号、第12号から第17号までに該当する材料。

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・瓦
- ・陶磁器タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・ガラス繊維混入セメント板（厚さ3mm以上）
- ・繊維混入ケイ酸カルシウム板（厚さ5mm以上）
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・せっこうボード
(厚さ12mm以上で、ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のもの)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

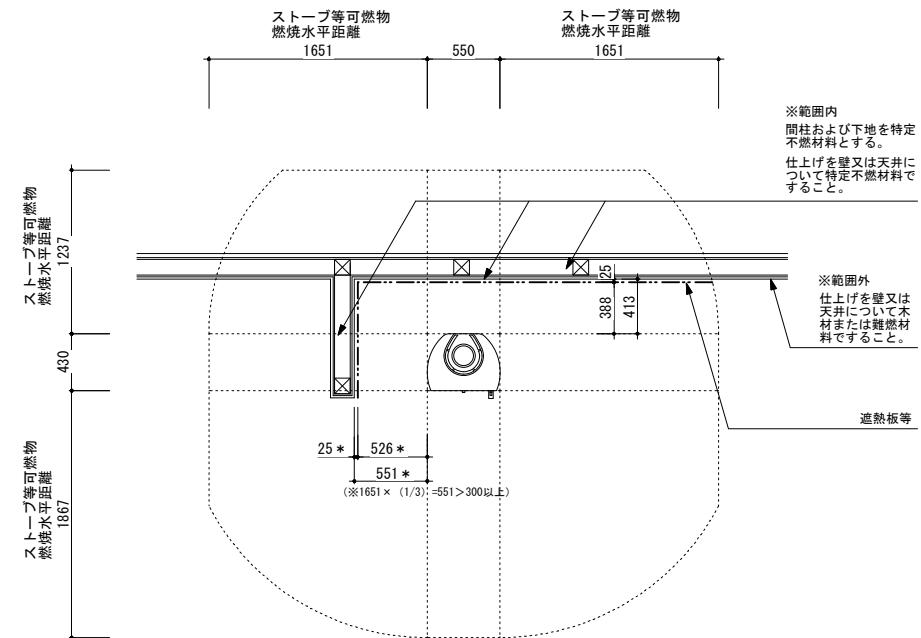
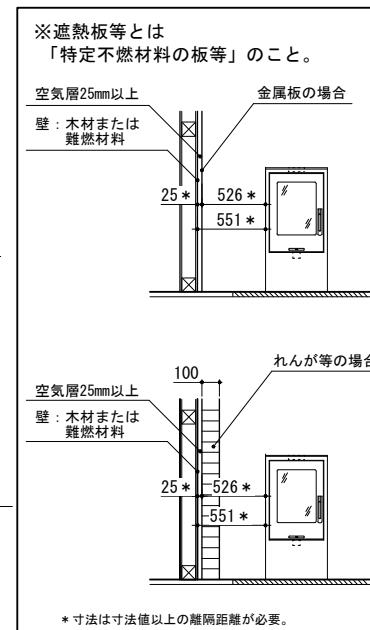
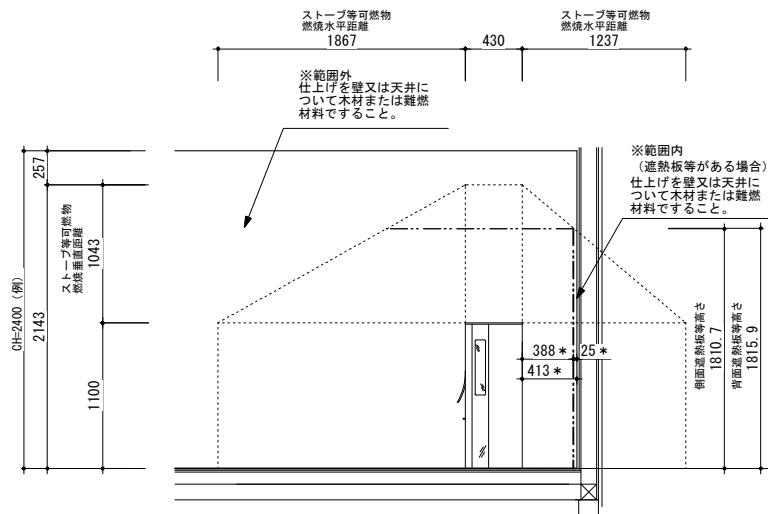
※遮熱板等の範囲は、壁の位置や形状により計画ごとに検討します。

この資料に示す範囲（二点鎖線部分）は一例です。

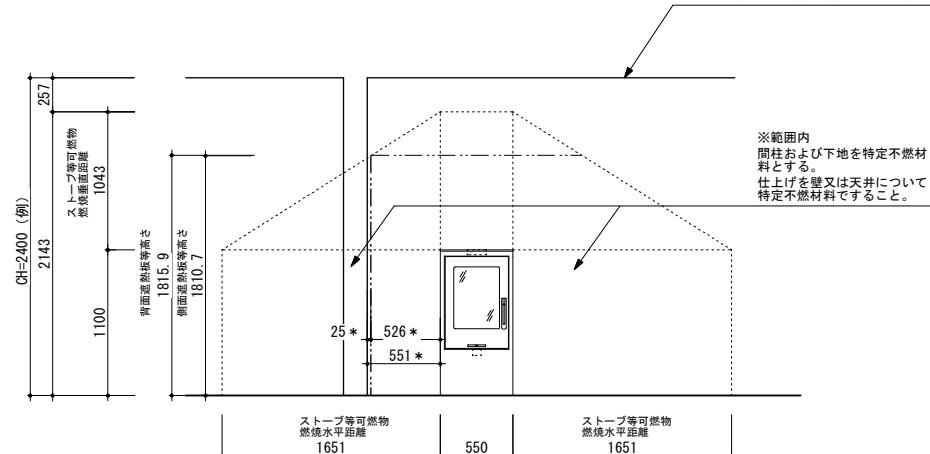
※本資料（C35Lリンネ №2/3）のストーブと壁までの最低クリアランスは室内の煙突を

口元より上部の仕様について、断熱直筒若しくは2重直筒を使用する場合とします。

室内（シングル）直筒を使用する場合は別途「薪ストーブ本体標準図 本体離隔距離」をご参照下さい。



※ストーブ壁仕上の仕様はメトス設置プランを参考のこと。



*寸法は寸法値以上の離隔距離が必要。

※本資料は、国土交通省告示第225号、並びに国土交通省住宅局 告示の概要、
および独立行政法人 建築研究所 住宅の内装防火設計マニュアルによる。

内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲 (コンツーラ C35Lリンネ No.3/3)

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ (ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。)

○告示第225号第一項第二号ロの場合

※遮熱板等範囲計算の一例 (コーナー設置の場合)

※範囲計算条件

◇ストーブ本体機種: コンツーラ C35Lリンネ

◇壁のシル': 遮熱板等あり

